

令和6年度与党税制改正大綱に対するコメント

令和5年12月14日

全国中小企業団体中央会

会長 森 洋

本日、令和6年度与党税制改正大綱が決定された。

我が国は、コロナ禍から社会経済活動が正常化しつつあるが、景気の先行きの不透明感に加えて、国際情勢の緊迫化、原油や電気をはじめとするエネルギー・原材料価格の上昇や価格転嫁が十分でない中での継続的な賃上げを求められる等、引き続き厳しい経営環境にある。

このような状況の中、与党税制改正大綱において、事業承継税制の特例承継計画提出期限の2年延長、賃上げ促進税制の適用期限延長・控除率引上げと最大5年の繰越控除措置の創設、中小企業事業再編投資損失準備金の適用期限延長・損金算入上限の全額への引上げ、交際費課税特例措置の適用期限延長と拡充などが図られた点は評価したい。

一方、外形標準課税の適用対象要件に、新たに資本剰余金加わったが、現在、資本金1億円以下の中小企業には適用されないため、直ちに大きな影響が及ぶものではないものの、今後、適用範囲が拡大されないよう注視していく。

また、本年10月に開始された消費税のインボイス制度については、今後、確定申告の時期に向けて、事務負担増加に伴う混乱も予想されるため、状況に応じた支援策を迅速に講じていただくようお願いしたい。

今回決定された大綱には、私ども中小企業団体中央会が中小企業・小規模事業者の意見をとりとまとめ、全国大会において決議し、要望してきた内容が数多く盛り込まれており、ご尽力いただいた与党国会議員をはじめ、経済産業省、関係団体に衷心より感謝を申し上げます。

中小企業団体中央会は、このたびの大綱で盛り込まれた税制改正内容を広く周知し、多くの中小企業に活用されることによって、中小企業が生産性を向上し、経営基盤の強化に繋げることができるよう、引き続き支援に取り組む所存である。